十三　法第四十一条第五項に規定する電気通信設備のうち、事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用設備（電気通信番号規則別表第六号に掲げる特定ＩＰ電話番号を使用して電気通信役務の提供の用に供するものに限る。）次に掲げる書類 イ　第一号に掲げる書類（同号イからハまで、ヘ、ト、リ、ル、ソ、ウ及びノに掲げるものを除く。） ［ロ～ニ　略］	十三　［同上］ イ　第一号に掲げる書類（同号イからハまで、ヘ、ト、リ、ル、ソ、ノ及びクに掲げるものを除く。） ［ロ～ニ　同上］
十四　法第四十一条第五項に規定する電気通信設備のうち、前各号に掲げる事業用電気通信設備以外の電気通信設備　次に掲げる書類 イ　第一号に掲げる書類（同号イからハまで、ヘ、ト、リ、ル、ソ、ラ、ウ及びノに掲げるものを除く。） ［ロ～ニ　略］	十四　［同上］ イ　第一号に掲げる書類（同号イからハまで、ヘ、ト、リ、ル、ソ、ヰ、ノ及びクに掲げるものを除く。） ［ロ～ニ　同上］
［2　略］	［2　同上］
第二十九条　法第四十四条第二項の総務省令で定める管理規程の内容は、次のとおりとする。 ［一～四　略］ 四の二　第一号から第三号までに関する業務管理体制に関する事項（事業用電気通信設備（第二十七条の二第三号イからニまでに掲げる機能を有する事業用電気通信設備に限る。）の全部又は一部を構成する設備の運用を他人に委託している場合（クラウド・コンピューティング・サービス（インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて電子計算機を他人の情報処理の用に供するサービスをいう。）等を通じて他人から第二十七条の二第三号イからニまでに掲げる機能の提供を受ける場合を含む。）に限る。） イ　委託先の電気通信設備の安定的な使用に関する措置に関すること。 ロ　委託先に対する必要かつ適切な監督等を行うための措置に関すること。 ハ　電気通信事業法に定める電気通信事業者の義務の履行に必要な措置に関すること。 ニ　電気通信役務の確実かつ安定的な提供を確保するため必要がある場合には、電気通信設備の運用の委託に係る契約の変更又は解除をする等の必要な措置を講ずるための措置に関すること。 ［五・六　略］	**第二十九条**　［同上］ ［一～四　同上］ ［新設］ ［五・六　同上］
［2　略］	［2　同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和六年一月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　自ら設置する伝送路設備及びこれと接続される交換設備並びにこれらの附属設備以外の電気通信設備（この省令による改正後の電気通信事業法施行規則（以下「新規則」という。）第二十七条の二第三号イからニまでに掲げる機能を有する電気通信設備に限る。）の全部又は一部を構成する設備の運用を他人に委託している電気通信事業者であって、この省令の施行の際現に電気通信事業法第四十二条第三項（同条第四項から第六項までにおいて準用する場合を含む。）の規定により届出を行っているものは、この省令の施行の日から三月以内に新規則第二十七条の五第二項の規定に基づく変更の届出をしなければならない。

第三条　自ら設置する伝送路設備及びこれと接続される交換設備並びにこれらの附属設備以外の電気通信設備（新規則第二十七条の二第三号イからニまでに掲げる機能を有する電気通信設備に限る。）の全部又は一部を構成する設備の運用を他人に委託している電気通信事業者は、この省令の施行の際現に電気通信事業法第四十四条第一項又は第三項の規定により届け出ている管理規程について、新規則の規定に合致させるため、この省令の施行の日から三月以内に同法第四十四条第三項の規定に基づく変更の届出をしなければならない。